

基幹水利施設管理事業補助金交付要綱 別表

採 択 基 準		経 費 及 び 補 助 率															
		経 費	補 助 率														
<p>基幹水利施設であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当するもの (これと一体的に管理する必要のある施設を含む。)を管理の対象とし、かつ、非農地率がおおむね10%以上であるものとする。</p> <p>(1) 農林水産大臣により、管理を委託されたものであること。</p> <p>(2) 1施設ごとに受益面積がおおむね1,000ヘクタール(畑を受益とするものにあつては、300ヘクタール)以上であること。</p> <p>(3) 次表に定める施設の規模に係る要件に該当するものであること。</p>		<p>1 事業費</p> <p>(1) 管理費 ア整備費 施設の適正管理に必要な点検整備費 (電気施設の点検・補修のため電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条の規定により配置が義務付けられた電気主任技術者に対する人件費を含む。)、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費及び整備補修費とする。</p> <p>イ電力料 施設運用のために必要な基本電力料及び使用電力料とする。</p>	<p>1 事業費の 190/300以内</p>														
<p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>施設の規模等に係る要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム</td> <td>設計洪水量がおおむね300m³/s以上又は、貯水量がおおむね2,500千m³以上であること。</td> </tr> <tr> <td>頭首工</td> <td>下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m³/s以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m³/s以上であること。</td> </tr> <tr> <td>用水機場</td> <td>最大取水量がおおむね1.0m³/s以上であること。</td> </tr> <tr> <td>排水機場</td> <td>排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>排水樋門</td> <td>計画通水量がおおむね15m³/s以上であること。</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>幹線排水路にあつては、計画通水量がおおむね15m³以上であること、幹線用排水路にあつては、計画通水量がおおむね5m³以上であること。</td> </tr> </tbody> </table>		施設の区分	施設の規模等に係る要件	ダム	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上又は、貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。	頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。	用水機場	最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。	排水機場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。	排水樋門	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上であること。	水路	幹線排水路にあつては、計画通水量がおおむね15m ³ 以上であること、幹線用排水路にあつては、計画通水量がおおむね5m ³ 以上であること。		
施設の区分	施設の規模等に係る要件																
ダム	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上又は、貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。																
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。																
用水機場	最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。																
排水機場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。																
排水樋門	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上であること。																
水路	幹線排水路にあつては、計画通水量がおおむね15m ³ 以上であること、幹線用排水路にあつては、計画通水量がおおむね5m ³ 以上であること。																